

## 栃木県教育委員会臨時会会議録

平成31(2019)年3月26日(火)、栃木県教育委員会臨時会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

### 1 出席委員は次のとおりである。

1 番 (教育長)	宇 田	貞 夫
2 番	陣 内	雄 次 (欠席)
3 番	吉 澤	慎 太 郎
4 番	鈴 木	純 美 子
5 番	工 藤	敬 子
6 番	金 子	達 也

### 2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	池 田	聖
総合教育センター所長	大 森	亮 一
総 務 課 長	辻	真 夫
施 設 課 長	坂 入	武 司
学 校 安 全 課 長	伊 澤	純 一
教 職 員 課 長	菅 谷	毅
学 校 教 育 課 長	中 村	千 浩
特 別 支 援 教 育 室 長	小 野	幸 男
生 涯 学 習 課 長	野 原	正 祥
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代	哲 郎
文 化 財 課 長	石 川	明 範
総 務 主 幹	浅 野	尚 志
人 権 教 育 室 長	関 口	哲 夫
福 利 室 長	小 倉	敬 子
学 力 向 上 推 進 室 長	齊 藤	正 幸
競 技 力 向 上 対 策 室 長	岡 田	雅 人
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤	光 正

### 3 午後3時30分、教育長及び委員は全員出席しており、委員会は成立したので、教育長は臨時会を開催する旨を告げた。

### 4 教育長は、教育長退任に当たって次のとおり挨拶した。

[教育長]

- ・ 既にご存じのことと存じますが、私事で恐縮ですが、任期満了により、この3月末をもって教育長を退任いたします。
- ・ 4月1日からは、現在県体育協会理事長の荒川政利氏が教育長に就任することになっています。
- ・ 本日は、最後の教育委員会の会議となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

- 5 教育長は、本日の会議録署名委員に4番鈴木委員を指名した。
- 6 教育長は、一部案件を先行して審議する旨を告げた。
- 7 教育長は、審議を先行する第1号議案及び第2号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。
- 8 第1号議案 学校職員の懲戒処分について  
第1号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 9 第2号議案 学校職員の懲戒処分について  
第2号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。
- 10 教育長は、会議を公開に戻し、報告を受ける旨を告げた。
- 11 報 告
  - (1) いじめ対応ハンドブックについて  
教育長から説明を求められ、学校安全課長が説明した。  
この報告に関して、出席者から次のような質問や意見等があった。  
  
〔教育長〕
    - ・ これは教職員一人一人に配布して、書き込みできるようになっているいうことでよいか。  
〔事務局〕
    - ・ このハンドブックは18,000部印刷し、全教職員に配布する。新採職員に対しては、新採職員研修の中で配布して、内容を周知したいと考えている。  
〔委 員〕
    - ・ これは小・中・高全ての学校の教職員に配布するのか。  
〔事務局〕
    - ・ 公立学校全校の小・中・高及び特別支援学校となる。  
〔委 員〕
    - ・ その場合、34ページに関係機関の連絡先があるが、小中学校の先生は市町教育委員会に連絡するのか。  
〔事務局〕
    - ・ 当然、市町教育委員会に連絡することになる。  
〔委 員〕
    - ・ それはリストに入っていないなくても、連絡先は分かっているのか。

〔事務局〕

- ・ 当該ページの一番下に、各市町教育委員会の欄があり、空欄にしているので、それぞれ所属の市町教育委員会を記載していただきたいと考えている。

〔教育長〕

- ・ 例えば、学校には「学校いじめ対策組織」を設置することになっており、6ページに構成員等を書き込めるようにしてある。
- ・ 教員であるからにはずっと傍らに置いておいてほしい。見やすく、分かりやすく編集できたと思うので、いかに活用するかというところでよろしくお願ひしたい。

〔委員〕

- ・ このハンドブックからは逸れるかもしれないが、子どもに対しては電話相談の窓口があるが、保護者に対して、そういった匿名性のある相談窓口はあるのか。

〔事務局〕

- ・ 家庭教育ホットラインという保護者専用の電話相談窓口がある。

〔教育長〕

- ・ 相談窓口はチャンネルとしては3つくらいある。子ども専用もあるが保護者対象というのものもある。総合教育センターは保護者も対応しているか。

〔事務局〕

- ・ 保護者も対応している。センターの場合は基本的に来所による相談となる。

12 教育長は、先行した2議案を除く、4議案の審議に移る旨を告げた。

13 第3号議案 栃木県立学校教職員の人事評価の実施に関する規則及び栃木県市町村教職員の人事評価の実施に関する規則の一部改正について

第3号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 基本的には、知事部局が先行して実施している評価制度を、教職員についても実施するということがよいか。

〔事務局〕

- ・ 仰るとおり、知事部局等で実施しているものを、教職員も評価に反映させる形を取ったものである。

14 第4号議案 県立学校管理規則の一部改正について

第4号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 窓口を学校安全課に統一したということになる。これについては、今年度、一部実施してきたものもあるが、分量や事務手続き等はどのような状況か。

〔事務局〕

- ・ 承認が必要なものと届出が必要なものがある。承認が必要なものについては、修学旅行は各校年1回程度あり、登山関係は登山計画審査会にかけているので、これまでどおりである。届出関係は、宿泊を伴う部活の合宿や遠征が非常に多い。特に多いのが夏休みや春休みで、3月は100件を超えており、夏休みは200件を超える件数の届出が出てくるという状況である。

15 第5号議案 県立学校職員服務規程の一部改正について

第5号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔教育長〕

- ・ 学校長の許可で可能とする範囲を広げるということか。

〔事務局〕

- ・ 今までより範囲を広げる部分と一部厳格にする部分がある。厳格にする部分については、これまで減免の継続をする場合、学校長専決としていたが、一部については教育委員会に引き上げて行うこととしたものである。

16 第6号議案 栃木県立美術館管理規則及び栃木県立博物館管理規則の一部改正について

第6号議案は、審議の結果、原案どおり可決された。

この議案に関して、出席者から次のとおり質問や意見等があった。

〔委員〕

- ・ 今回改正された単価で、実際にかかる費用が十分賄われていると理解して良いか。

〔事務局〕

- ・ そのように考えている。この撮影料等でメンテナンス料等が全て賄われているとは言えないかもしれないが、基本的に一般の使用に供する料金としては適切な単価が設定されている。

〔委員〕

- ・ こういう機会に、割り込んでいるようなものを合わせて改正するという

ことは民間ではあることだが、そういうことではないということか。

〔事務局〕

- ・ 今回の改正については、消費税法の一部改正に伴うものであり、使用料や手数料の見直しは定期的に行っている。3年に1回の割合で見直しを行っているので、その際には適切な額の設定に努めたい。

〔教育長〕

- ・ 美術館に関しては、年間にあるかないかである。

〔事務局〕

- ・ 今回の改正に係るような撮影等の申請については、前年度、博物館については件数があったが、美術館についてはなかったと聞いている。

17 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後4時07分、閉会した。